

新潟市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第44号

新潟市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

新潟市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第34条の18第1項及び第2項」の次に「、第34条の18の2第1項及び第2項、第34条の18の3第1項及び第2項」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。